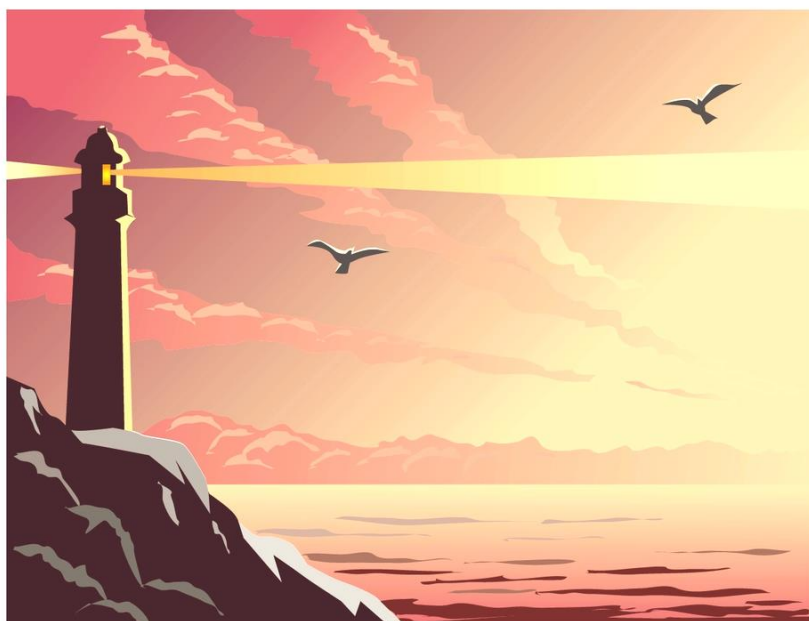


長門市介護保険



長門市役所 健康福祉部
高齢福祉課 介護支援班

TEL 0837-23-1158
0837-23-1159
FAX 0837-22-3680

令和7年8月1日～

○ 介護サービスが必要になったら申請をしましょう

介護保険のサービスを利用するためには、要支援・要介護認定の申請をして、「介護や支援が必要である」との認定を受ける必要があります。

申請から認定までの流れは以下のようになっています。

1 申請

所定の申請用紙に必要事項を記載し申請を行います。

〈申請に必要なもの〉

介護保険被保険者証、個人番号カード又は通知カード

※40～64歳の方は、医療保険被保険者証が必要です。

〈申請窓口〉

- ・高齢福祉課介護支援班
- ・三隅支所
- ・日置支所
- ・油谷支所
- ・各出張所
- ・長門市(東・西)地域包括支援センター

2 認定調査・主治医意見書

〈認定調査〉

調査員が自宅を訪問し、心身の状態などを本人・家族から聞き取り調査します。

※入退院直後など身体の状態によりすぐに調査を行えない場合があります。

〈主治医意見書〉

申請書に記載された主治医に対して、市から意見書の作成を依頼します。

※最近の受診がない場合は、申請後必ず受診を行ってください。

3 認定審査会

認定調査・主治医意見書をもとに介護認定審査会にて審査・判定が行われます。

(介護認定審査会は、保健・医療・福祉の専門家で構成されています。)

4 判定結果通知

指定された通知先に郵送にて判定結果を通知します。

〈認定の種類〉

非該当	介護保険のサービスは利用できません。基本チェックリストの実施により、事業対象者として総合事業のご利用が可能な場合があります。 ※総合事業に関しては各地域包括支援センターにご相談ください。 深川・俵山地区の方 長門市地域包括支援センター(0837-23-1244) 通・仙崎・三隅地区の方 長門市東地域包括支援センター(0837-27-0410) 日置・油谷地区の方 長門市西地域包括支援センター(0837-33-2020)
要支援1～2	総合事業と介護予防サービス(予防給付)が利用できます。
要介護1～5	介護サービス(介護給付)が利用できます。

5 ケアマネジャーの選定



サービス利用の前に居宅介護支援事業所等と契約を締結し、ケアマネジャーに認定結果を基に介護(介護予防)サービス計画を作成してもらいます。

6 サービスの利用

サービス事業者には被保険者証、負担割合証を提示して、介護(介護予防)サービス計画に基づいたサービスを利用します。

○ 要介護状態区分別の給付費支給上限額

※介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に、介護保険から給付される上限額(支給限度額)が決められています。

要介護状態区分	1ヶ月の支給限度額
要支援1	50,320 円
要支援2	105,310 円
要介護1	167,650 円
要介護2	197,050 円
要介護3	270,480 円
要介護4	309,380 円
要介護5	362,170 円

※支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超過分全額が利用者の負担となります。



【市内居宅介護支援事業所一覧】

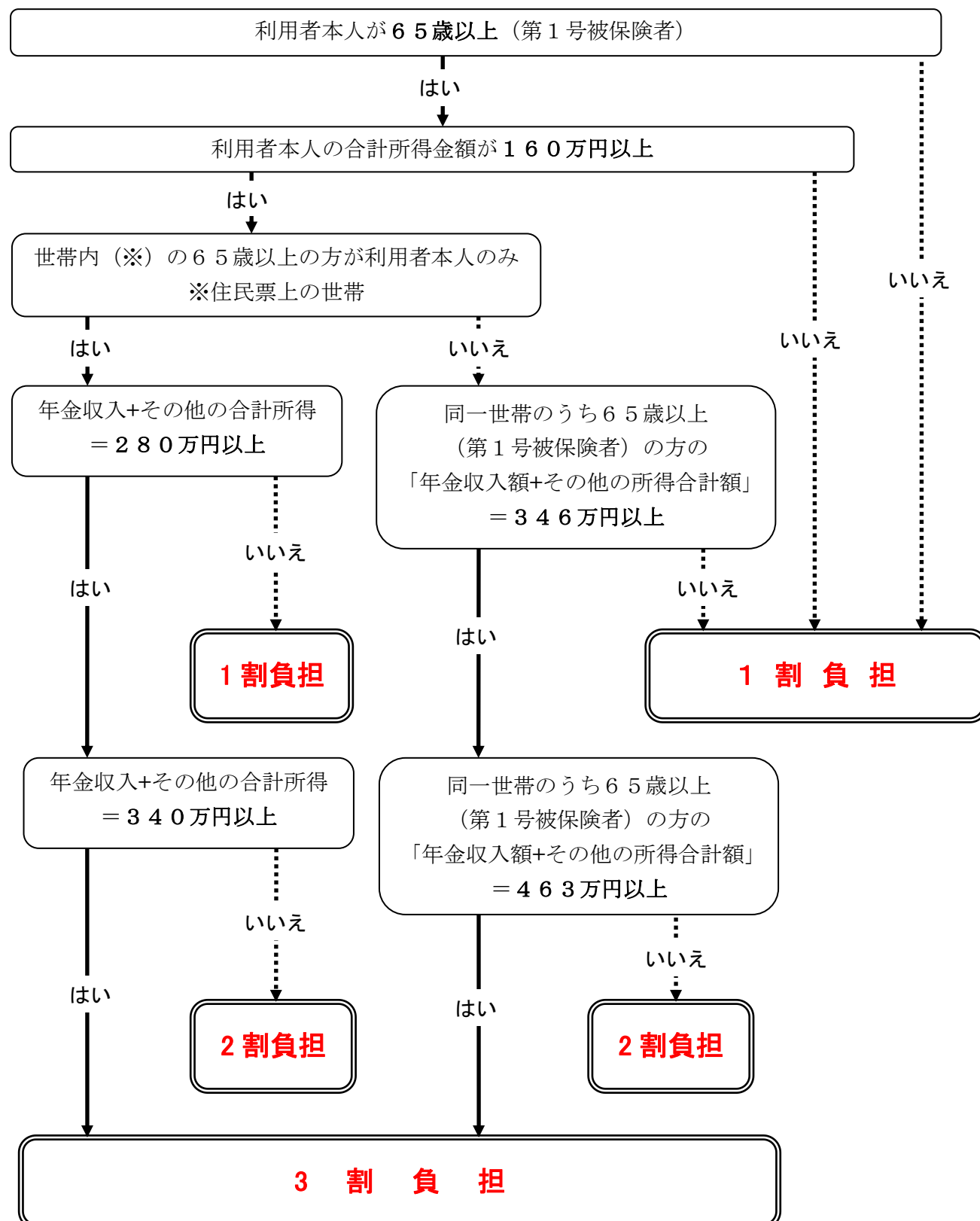
恵光苑指定居宅介護支援事業所	長門	0837 - 22 - 8970
居宅介護支援事業所しあわせ長門	長門	0837 - 27 - 0210
長門総合病院	長門	0837 - 23 - 4045
ゆもと苑居宅介護支援事業所	長門	0837 - 22 - 7003
岡田病院居宅介護支援センター	長門	0837 - 23 - 0025
居宅介護支援センター寿樹	長門	0837 - 27 - 0025
生き生きネットみすみ	三隅	0837 - 42 - 1255
明和苑居宅介護支援事業所	三隅	0837 - 43 - 1386
福寿会居宅介護支援事業所	日置	0837 - 37 - 3915
へき楽園指定居宅介護支援事業所	日置	0837 - 37 - 4177
居宅介護支援事業所ケアホームありす	日置	0837 - 37 - 2386
長門市社協ゆや居宅介護支援事業所	油谷	0837 - 32 - 0933
養寿苑指定居宅介護支援事業所	油谷	0837 - 34 - 1625
長門市(東・西)地域包括支援センター		

※各地域包括支援センターの担当地区、電話番号は1ページ下をご確認ください。

○ 介護サービス利用時の負担割合

実際に介護サービスを利用した場合には、利用者及び世帯の所得状況に応じた費用の自己負担が必要です。介護保険負担割合証で負担割合が確認できます。

【負担割合の判定の流れ】



各種サービスの利用者負担額については、負担割合が1割の場合の基本サービス部分の金額のみ掲載しております。

○ 介護サービスの種類

※ 総合事業の対象サービスには◎をつけています。

在宅サービス

訪問介護 【ホームヘルプサービス】 ◎

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

夜間や緊急時の対応が可能な事業所もあります。詳しくは各事業所にお尋ねください。

訪問型サービス（総合事業）

要介護度	利用内容	利用時間	利用者負担額
事業対象者 要支援 1～2	標準的なサービス		287 円/回
	生活援助が中心の場合	20 分以上 45 分未満	179 円/回
		45 分以上	220 円/回
	短時間の身体介護が中心の場合		163 円/回

※ 1 月当たりの回数を定めた場合の単価となります。

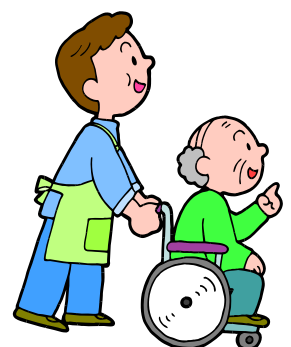
訪問介護

要介護度	利用時間	利用者負担額	備 考
要介護 1～5	20 分未満	163 円/回	身体介護中心
	20 分以上 30 分未満	244 円/回	
	30 分以上 1 時間未満	387 円/回	
	1 時間以上 ※	567 円/回	
	20 分以上 45 分未満	179 円/回	生活援助中心
	45 分以上	220 円/回	

※ 567 円から計算して 30 分増すごとに 82 円が加算されます。

【 市内事業所 】

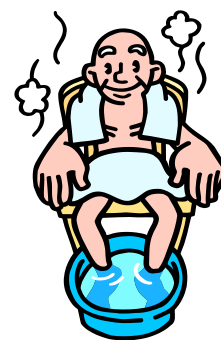
ゆもと苑指定訪問介護事業所	0837 - 22 - 7002
ヘルパーステーションしあわせ長門	0837 - 23 - 1616
長門市社協ゆや訪問介護事業所	0837 - 32 - 0932
訪問介護事業所はればれ長門	0837 - 23 - 2323
ヘルパーステーション生き生きネットみすみ	0837 - 42 - 1255
ヘルパーステーションひまわり長州	0837 - 37 - 6881
訪問介護ステーション寿樹	0837 - 27 - 0025



(介護予防)訪問入浴介護

介護職員や看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

要介護度	利用者負担額
要支援 1～2※	856 円/回
要介護 1～5	1,266 円/回



【 市内事業所 】

訪問入浴しあわせ長門

0837 - 22 - 8294

※ 市内に要支援者対象(介護予防)のサービス提供事業所はありません。

(介護予防)訪問看護

看護師が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

夜間や緊急時の対応もしています。

要介護度	利 用 時 間	利用者負担額	備 考
要支援 1～2	20 分未満	303 円/回	指定介護予防訪問看護ステーションの場合
	30 分未満	451 円/回	
	30 分以上 1 時間未満	794 円/回	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090 円/回	
	20 分未満	256 円/回	病院又は診療所の場合
	30 分未満	382 円/回	
	30 分以上 1 時間未満	553 円/回	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	814 円/回	
要介護 1～5	20 分未満	314 円/回	指定訪問看護ステーションの場合
	30 分未満	471 円/回	
	30 分以上 1 時間未満	823 円/回	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 円/回	
	20 分未満	266 円/回	病院又は診療所の場合
	30 分未満	399 円/回	
	30 分以上 1 時間未満	574 円/回	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	844 円/回	

【 市内事業所 】

長門総合病院訪問看護ステーション

0837 - 22 - 2506

訪問看護ステーションこころの樹

0837 - 23 - 1717

訪問看護ステーションf

0837 - 27 - 0119

※ その他各病院、診療所で行っています。

(介護予防)訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

介護予防訪問リハビリテーション

要介護度	利用者負担額
要支援 1～2	298 円/回

訪問リハビリテーション

要介護度	利用者負担額
要介護 1～5	308 円/回

【 市内事業所 】

老人保健施設 サンライズ 21

0837 - 23 - 0021

介護老人保健施設 福寿苑

0837 - 37 - 3912

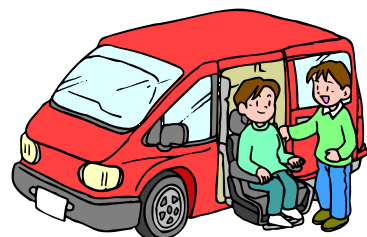
※ その他各病院、診療所で行っています。

通所介護 【 デイサービス 】 ◎

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を送迎により日帰りで行います。

通所型サービス(総合事業)

要介護度	利用回数	利用者負担額
事業対象者 要支援 1	1 月の中で 4 回まで	436 円/回
事業対象者 要支援 2	1 月の中で 8 回まで	447 円/回



※ 1 月当たりの回数を定めた場合の単価となります。

通常規模型通所介護

要介護度	利用時間	利用者負担額	要介護度	利用時間	利用者負担額
要介護 1	3 時間以上 4 時間未満	370 円/日	要介護 1	6 時間以上 7 時間未満	584 円/日
要介護 2		423 円/日	要介護 2		689 円/日
要介護 3		479 円/日	要介護 3		796 円/日
要介護 4		533 円/日	要介護 4		901 円/日
要介護 5		588 円/日	要介護 5		1,008 円/日
要介護 1	4 時間以上 5 時間未満	388 円/日	要介護 1	7 時間以上 8 時間未満	658 円/日
要介護 2		444 円/日	要介護 2		777 円/日
要介護 3		502 円/日	要介護 3		900 円/日
要介護 4		560 円/日	要介護 4		1,023 円/日
要介護 5		617 円/日	要介護 5		1,148 円/日
要介護 1	5 時間以上 6 時間未満	570 円/日	要介護 1	8 時間以上 9 時間未満	669 円/日
要介護 2		673 円/日	要介護 2		791 円/日
要介護 3		777 円/日	要介護 3		915 円/日
要介護 4		880 円/日	要介護 4		1,041 円/日
要介護 5		984 円/日	要介護 5		1,168 円/日

※ 食事代は全額自己負担となります。

【 市内事業所 】

恵光苑デイサービスセンター	0837 - 22 - 5888
デイサービスセンターしあわせ長門	0837 - 22 - 8556
デイサービスセンター明和苑	0837 - 43 - 0574
清風ポラリスデイサービスセンター	0837 - 42 - 1000
へき楽園デイサービスセンター	0837 - 37 - 4177
養寿苑デイサービスセンター	0837 - 34 - 1577
花笑デイサービス	0837 - 27 - 0025
リハビリ型デイサービス かなで	0837 - 32 - 2300
きんさい家	0837 - 43 - 2882

(介護予防)通所リハビリテーション 【 デイケア 】

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションを送迎により日帰りで行います。

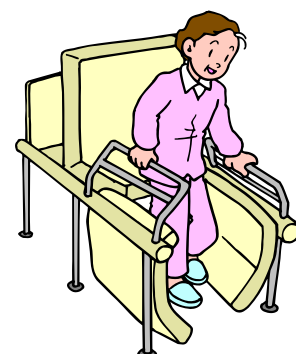
(介護予防)通所リハビリテーション

要介護度	利用者負担額
要支援 1	2,268 円/月
要支援 2	4,228 円/月

通常規模型リハビリテーション

要介護度	利 用 時 間	利用者負担額
要介護 1	1 時間以上 2 時間未満	369 円/日
要介護 2		398 円/日
要介護 3		429 円/日
要介護 4		458 円/日
要介護 5		491 円/日
要介護 1	2 時間以上 3 時間未満	383 円/日
要介護 2		439 円/日
要介護 3		498 円/日
要介護 4		555 円/日
要介護 5		612 円/日
要介護 1	3 時間以上 4 時間未満	486 円/日
要介護 2		565 円/日
要介護 3		643 円/日
要介護 4		743 円/日
要介護 5		842 円/日
要介護 1	4 時間以上 5 時間未満	553 円/日
要介護 2		642 円/日
要介護 3		730 円/日
要介護 4		844 円/日
要介護 5		957 円/日

要介護度	利 用 時 間	利用者負担額
要介護 1	5 時間以上 6 時間未満	622 円/日
要介護 2		738 円/日
要介護 3		852 円/日
要介護 4		987 円/日
要介護 5		1,120 円/日
要介護 1	6 時間以上 7 時間未満	715 円/日
要介護 2		850 円/日
要介護 3		981 円/日
要介護 4		1,137 円/日
要介護 5		1,290 円/日
要介護 1	7 時間以上 8 時間未満	762 円/日
要介護 2		903 円/日
要介護 3		1,046 円/日
要介護 4		1,215 円/日
要介護 5		1,379 円/日



【 市内事業所 】

老人保健施設 サンライズ 21

0837 - 23 - 0021

介護老人保健施設 福寿苑

0837 - 37 - 3912

短期入所生活／療養介護 【 ショートステイ 】

介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

介護老人福祉施設 『(介護予防)短期入所生活介護』

要介護度	施 設 区 分					
	従来型個室		多 床 室		ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	
	単独型	併設型	単独型	併設型	単独型	併設型
要支援 1	479 円/日	451 円/日	479 円/日	451 円/日	561 円/日	529 円/日
要支援 2	596 円/日	561 円/日	596 円/日	561 円/日	681 円/日	656 円/日
要介護 1	645 円/日	603 円/日	645 円/日	603 円/日	746 円/日	704 円/日
要介護 2	715 円/日	672 円/日	715 円/日	672 円/日	815 円/日	772 円/日
要介護 3	787 円/日	745 円/日	787 円/日	745 円/日	891 円/日	847 円/日
要介護 4	856 円/日	815 円/日	856 円/日	815 円/日	959 円/日	918 円/日
要介護 5	926 円/日	884 円/日	926 円/日	884 円/日	1,028 円/日	987 円/日

【 市内事業所 】

特別養護老人ホーム 恵光苑

0837 - 22 - 0723

特別養護老人ホーム 明和苑

0837 - 43 - 1234

特別養護老人ホーム 養寿苑

0837 - 34 - 1577

特別養護老人ホーム 吉祥苑

0837 - 22 - 7700

特別養護老人ホーム へき楽園

0837 - 37 - 4177

地域密着型特別養護老人ホーム シャイディック和水 0837 - 43 - 1234

介護老人保健施設 『(介護予防)短期入所療養介護』

要介護度	施 設 区 分		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	579 円/日	613 円/日	624 円/日
要支援 2	726 円/日	774 円/日	789 円/日
要介護 1	753 円/日	830 円/日	836 円/日
要介護 2	801 円/日	880 円/日	883 円/日
要介護 3	864 円/日	944 円/日	948 円/日
要介護 4	918 円/日	997 円/日	1,003 円/日
要介護 5	971 円/日	1,052 円/日	1,056 円/日

【 市内事業所 】

老人保健施設 サンライズ 21	0837 - 23 - 0021
老人保健施設 福寿苑	0837 - 37 - 3912
老人保健施設 かつら苑	0837 - 29 - 0564

Ⅱ 型介護医療院 『(介護予防)短期入所療養介護』

要介護度	施 設 区 分		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	558 円/日	621 円/日	703 円/日
要支援 2	685 円/日	771 円/日	856 円/日
要介護 1	715 円/日	828 円/日	910 円/日
要介護 2	813 円/日	927 円/日	1,014 円/日
要介護 3	1,027 円/日	1,141 円/日	1,241 円/日
要介護 4	1,117 円/日	1,233 円/日	1,337 円/日
要介護 5	1,200 円/日	1,314 円/日	1,424 円/日

【 市内事業所 】

たわらやま介護医療院	0837 - 29 - 0101
------------	------------------

特定施設入所者生活介護サービス

有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等のうち特定施設としての指定を受けた施設において、提供されるサービスです。有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も対象施設となります。

要介護度	利用者負担額
要支援 1	183 円/日
要支援 2	313 円/日
要介護 1	542 円/日
要介護 2	609 円/日
要介護 3	679 円/日
要介護 4	744 円/日
要介護 5	813 円/日

※ 各施設の入所費用、利用料などや外部サービス提供分の費用が別途必要な場合があります。ご利用前に必ず各施設にご確認ください。

【 市内事業所 】

サービス付き高齢者向け住宅(介護付) 清風オリオン	三隅	0837 - 42 - 0088
---------------------------	----	------------------

○生活環境を整えるサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

負担割合に応じた利用者の負担があります。(料金は用具の種類や事業所により異なります)
月々の支給限度額の範囲内で利用可能です。

対象品目

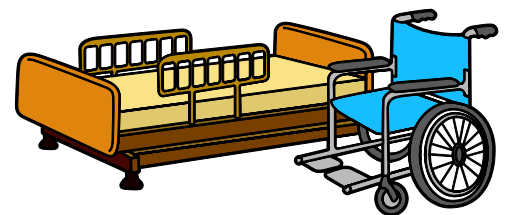
□要支援 1・2 の人、要介護 1～5 の人

- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ

□要介護 2～5 の人

- ・ 車いす
- ・ 車いす付属品
- ・ 特殊寝台
- ・ 特殊寝台付属品
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 自動排泄処理装置

※原則要介護 4・5 の人のみ対象



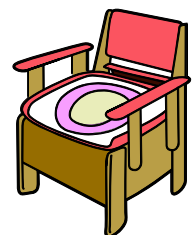
特定福祉用具販売

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、申請により1年度間(4月～3月)で10万円を上限額として、負担割合に応じた利用者負担額以外の費用の払い戻しを受けることができます。

※ 指定販売事務所で購入したものに限られますので、購入前にケアマネジャー、市の介護支援班に相談しましょう。

対象品目

- ・ 腰掛便座
- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 移動用リフトのつり具の部分
- ・ 排泄予測支援機器



一部の福祉用具に係る貸与と販売

福祉用具の適時・適切な利用と、利用者の安全を確保するため、一部の福祉用具については、貸与と販売の選択を行うことができます。

選択可能な対象品目については、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員から、利用者の身体状況等を踏まえて、説明があります。

対象品目

- ・ 固定用スロープ
- ・ 歩行器(歩行車を除く)
- ・ 単点杖(松葉づえを除く)
- ・ 多点杖



【 市内の福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所 】

マザー

0837 - 22 - 3664

住宅改修費支給

住み慣れた自宅で安心して暮らすために、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした場合、申請により工事費用 **20 万円** を上限額として、負担割合に応じた利用者負担額以外の費用の払い戻しを受けることができます。

※ 支給を受けるには着工前協議・事前申請が必要ですので、着工の前にケアマネジャー、市の介護支援班に相談しましょう。

住宅改修利用の流れ

① 家族・ケアマネジャーなどに相談

本人だけでなく家族で話し合い、身体の状態などを考慮しながら、ケアマネジャーなどに相談します。

② 施行業者の選択・見積もり依頼

③ 工事前に市へ事前申請書を提出

提出書類

- 住宅改修事前申請書 ○工事費見積書 ○住宅改修が必要な理由書
- 住宅改修前の状態を確認できる写真(日付入り)
- 住宅所有者の承諾書(借家の場合や所有者が同居の家族以外の場合)

④ 市が内容を確認し、結果をお知らせ

⑤ 改修工事の施工 → 完成/施工業者へ支払

⑥ 工事後に市へ改修費の支給申請書を提出

提出書類

- 住宅改修費支給申請書 ○住宅改修に要した費用に係る領収書
- 住宅改修の完成後の状態を確認できる写真(日付入り)
- 委任状(申請者と振込口座名義人が異なる場合)

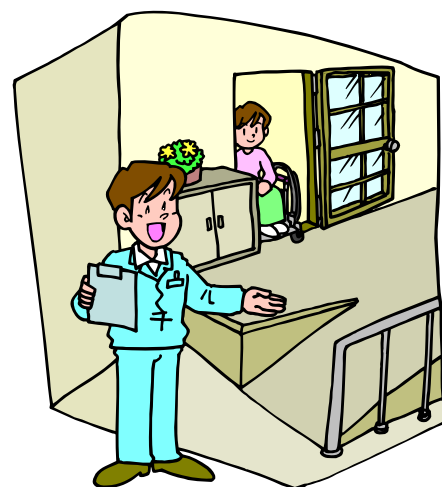
⑦ 住宅改修費の支給額の決定・支給

対象工種

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- その他、上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
 - ・手すりの取付けのための壁の下地補強
 - ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
 - ・便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)

対象とならない工事事例(介護目的であっても支給の対象となりません。)

- × 市による事前の承認を受けずに行った工事
- × 老朽化や破損を理由とする修繕やリフォーム工事
- × 自宅以外(被保険者証に記載された住所以外)の工事
- × 利用者が日常生活において利用しない箇所の工事
- × 介護を必要とする者以外の者のために行う工事
- × 利用者の身体状況に適応していない工事
- × 新築・増改築時に行われるべき工事
- × 昇降リフト等動力を必要とする設備の取り付け工事
- × 家族が取り付けを行った場合の取り付け工賃
- × 日常生活上必要のない工事(例:ウッドデッキの新設)
- × 福祉用具レンタルや購入で十分対応できる工事
- × 他のリフォーム補助制度と重複しての申請



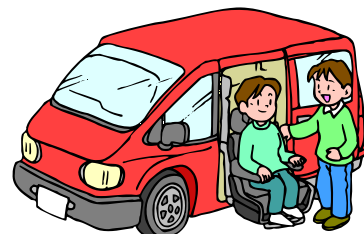
地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり支援します。原則として、長門市に居住の方が対象となるサービスです。

地域密着型通所介護 【 小規模デイサービス 】 ◎

通所型サービス(総合事業)

要介護度	利用回数	利用者負担額
事業対象者 要支援 1	1 月の中で 4 回まで	436 円/回
事業対象者 要支援 2	1 月の中で 8 回まで	447 円/回



※ 1 月当たりの回数を定めた場合の単価となります。

地域密着型通所介護

要介護度	利用時間	利用者負担額	要介護度	利用時間	利用者負担額
要介護 1	3 時間以上 4 時間未満	416 円/日	要介護 1	6 時間以上 7 時間未満	678 円/日
要介護 2		478 円/日	要介護 2		801 円/日
要介護 3		540 円/日	要介護 3		925 円/日
要介護 4		600 円/日	要介護 4		1,049 円/日
要介護 5		663 円/日	要介護 5		1,172 円/日
要介護 1	4 時間以上 5 時間未満	436 円/日	要介護 1	7 時間以上 8 時間未満	753 円/日
要介護 2		501 円/日	要介護 2		890 円/日
要介護 3		566 円/日	要介護 3		1,032 円/日
要介護 4		629 円/日	要介護 4		1,172 円/日
要介護 5		695 円/日	要介護 5		1,312 円/日
要介護 1	5 時間以上 6 時間未満	657 円/日	要介護 1	8 時間以上 9 時間未満	783 円/日
要介護 2		776 円/日	要介護 2		925 円/日
要介護 3		896 円/日	要介護 3		1,072 円/日
要介護 4		1,013 円/日	要介護 4		1,220 円/日
要介護 5		1,134 円/日	要介護 5		1,365 円/日

※ 食事代は全額自己負担となります。

【 市内事業所 】

ひとやすみ	0837 - 22 - 3116
小規模デイサービス 虹	0837 - 32 - 2838
デイサービスゆったり	0837 - 25 - 4266
長門市社協かよいデイサービスセンター	0837 - 28 - 0111
いそしばデイサービス	0837 - 26 - 3558
デイサービス花と月	0837 - 27 - 0371

(介護予防)認知症対応型通所介護 【 デイサービス 】

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

要介護度	利用時間	利用者負担額	
		単独型	併設型
要支援 1	3 時間以上 4 時間未満	475 円/日	429 円/日
要支援 2		526 円/日	476 円/日
要介護 1		543 円/日	491 円/日
要介護 2		597 円/日	541 円/日
要介護 3		653 円/日	589 円/日
要介護 4		708 円/日	639 円/日
要介護 5		762 円/日	688 円/日
要支援 1	4 時間以上 5 時間未満	497 円/日	449 円/日
要支援 2		551 円/日	498 円/日
要介護 1		569 円/日	515 円/日
要介護 2		626 円/日	566 円/日
要介護 3		684 円/日	618 円/日
要介護 4		741 円/日	669 円/日
要介護 5		799 円/日	720 円/日
要支援 1	5 時間以上 6 時間未満	741 円/日	667 円/日
要支援 2		828 円/日	743 円/日
要介護 1		858 円/日	771 円/日
要介護 2		950 円/日	854 円/日
要介護 3		1,040 円/日	936 円/日
要介護 4		1,132 円/日	1,016 円/日
要介護 5		1,225 円/日	1,099 円/日
要支援 1	6 時間以上 7 時間未満	760 円/日	684 円/日
要支援 2		851 円/日	762 円/日
要介護 1		880 円/日	790 円/日
要介護 2		974 円/日	876 円/日
要介護 3		1,066 円/日	960 円/日
要介護 4		1,161 円/日	1,042 円/日
要介護 5		1,256 円/日	1,127 円/日
要支援 1	7 時間以上 8 時間未満	861 円/日	773 円/日
要支援 2		961 円/日	864 円/日
要介護 1		994 円/日	894 円/日
要介護 2		1,102 円/日	989 円/日
要介護 3		1,210 円/日	1,086 円/日
要介護 4		1,319 円/日	1,183 円/日
要介護 5		1,427 円/日	1,278 円/日



(介護予防)認知症対応型通所介護 【 デイサービス 】 (続き)

要介護度	利用時間	利用者負担額	
		単独型	併設型
要支援 1	8 時間以上 9 時間未満	888 円/日	798 円/日
要支援 2		991 円/日	891 円/日
要介護 1		1,026 円/日	922 円/日
要介護 2		1,137 円/日	1,020 円/日
要介護 3		1,248 円/日	1,120 円/日
要介護 4		1,362 円/日	1,221 円/日
要介護 5		1,472 円/日	1,321 円/日

※ 食事代は全額自己負担となります。

【 市内事業所 】

ゆもと苑デイサービスセンター(併設型) 0837 - 22 - 7001
 デイサービスゆうなぎ(単独型) 0837 - 26 - 5005

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 【 グループホーム 】

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、共同生活する住宅です。

グループホームは地域密着型のサービスです。住み慣れた地域で生活をつづけることを目的とした施設ですので、長門市に居住実績のない方の入所はできません。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護(1 ユニット)

要介護度	利用者負担額	
		(短期利用)
要支援 2	761 円/日	789 円/日
要介護 1	765 円/日	793 円/日
要介護 2	801 円/日	829 円/日
要介護 3	824 円/日	854 円/日
要介護 4	841 円/日	870 円/日
要介護 5	859 円/日	887 円/日



(介護予防)認知症対応型共同生活介護(2 ユニット)

要介護度	利用者負担額	
		(短期利用)
要支援 2	749 円/日	777 円/日
要介護 1	753 円/日	781 円/日
要介護 2	788 円/日	817 円/日
要介護 3	812 円/日	841 円/日
要介護 4	828 円/日	858 円/日
要介護 5	845 円/日	874 円/日

※ 上記費用の他に食費・居住費・日常生活費の負担が必要です。

【 市内事業所 】

グループホーム きららの里(1ユニット)	長門	0837 - 22 - 7006
グループホーム ゆうなぎ(2ユニット)	長門	0837 - 26 - 5006
グループホーム ノア(1ユニット)	三隅	0837 - 42 - 0051
(NPO)グループホーム ひまわり(2ユニット)	油谷	0837 - 32 - 1515
グループホームやすらぎの里(1 ユニット)	油谷	0837 - 32 - 1517

地域密着型介護老人福祉施設

サービスの内容などは 17 ページの「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」の説明をご覧ください。

要介護度	施 設 区 分		
	従来型個室	多 床 室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	600 円/日	600 円/日	682 円/日
要介護 2	671 円/日	671 円/日	753 円/日
要介護 3	745 円/日	745 円/日	828 円/日
要介護 4	817 円/日	817 円/日	901 円/日
要介護 5	887 円/日	887 円/日	971 円/日

【市内事業所】

地域密着型特別養護老人ホーム シャイディック和水	三隅	0837 - 43 - 1234
--------------------------	----	------------------

施設サービス

介護保険施設サービスは下記の費用の他に食費・居住費・日常生活費等の負担が必要です。

食費・居住費につきましては、施設利用が困難とならないように所得に応じた減額制度がありますので、施設を利用する前は必ず申請しましょう(短期入所も可)。 ※18 ページを参照

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

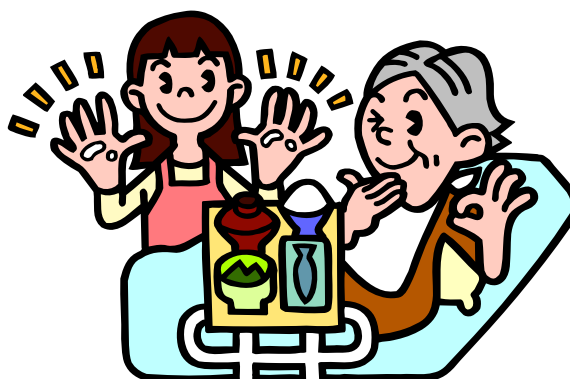
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。原則、要介護3以上の認定をお持ちの方が入所可能です。

要介護度	施 設 区 分					
	従来型個室		多 床 室		ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	
		※小規模		※小規模		※小規模
要介護 1	589 円/日	694 円/日	589 円/日	694 円/日	670 円/日	768 円/日
要介護 2	659 円/日	762 円/日	659 円/日	762 円/日	740 円/日	836 円/日
要介護 3	732 円/日	835 円/日	732 円/日	835 円/日	815 円/日	910 円/日
要介護 4	802 円/日	903 円/日	802 円/日	903 円/日	886 円/日	977 円/日
要介護 5	871 円/日	968 円/日	871 円/日	968 円/日	955 円/日	1,043 円/日

※ 小規模事業所(入所定員が 30 人の事業所)

【 市内事業所 】

特別養護老人ホーム 恵光苑	長門	0837 - 22 - 0723
特別養護老人ホーム 吉祥苑	長門	0837 - 22 - 7700
特別養護老人ホーム 明和苑	三隅	0837 - 43 - 1234
特別養護老人ホーム へき楽園	日置	0837 - 37 - 4177
特別養護老人ホーム 養寿苑	油谷	0837 - 34 - 1577



介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

要介護度	施 設 区 分		
	従来型個室	多 床 室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	717 円/日	793 円/日	802 円/日
要介護 2	763 円/日	843 円/日	848 円/日
要介護 3	828 円/日	908 円/日	913 円/日
要介護 4	883 円/日	961 円/日	968 円/日
要介護 5	932 円/日	1,012 円/日	1,018 円/日

【 市内事業所 】

老人保健施設 サンライズ 21	長門	0837 - 23 - 0021
老人保健施設 かつら苑	長門	0837 - 29 - 0564
老人保健施設 福寿苑	日置	0837 - 37 - 3912

Ⅱ 型介護医療院

長期の療養が必要である要介護者に対し、医学管理などの医療サービスや日常生活の介護を行います。

要介護度	施 設 区 分		
	従来型個室	多 床 室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	659 円/日	770 円/日	849 円/日
要介護 2	755 円/日	867 円/日	951 円/日
要介護 3	963 円/日	1,075 円/日	1,173 円/日
要介護 4	1,053 円/日	1,165 円/日	1,267 円/日
要介護 5	1,133 円/日	1,245 円/日	1,353 円/日

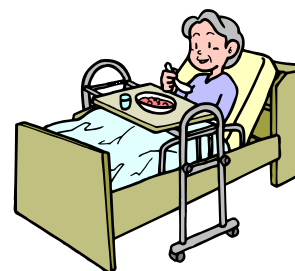
【 市内事業所 】

たわらやま介護医療院	長門	0837 - 29 - 0101
------------	----	------------------

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合には、次の費用が利用者の負担となります。

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① サービス費用の利用者負担額 | |
| ② 食費 | } 介護保険適用外 |
| ③ 居住費 | |
| ④ 日常生活費 | |



基準費用額(②食費 + ③居住費の標準的な費用)

費 目	施 設 区 分	基準額(特養)	基準額(老健・療養)
居 住 費	ユニット型個室	2,066 円/日	2,066 円/日
	ユニット型 個室的多床室	1,728 円/日	1,728 円/日
	従来型個室	1,231 円/日	1,728 円/日
	多床室	915 円/日	437 円/日※1 697 円/日※2
食 費		1,445 円/日	1,445 円/日

※ この金額は厚生労働省が示す標準的な金額を掲載しています。

実際の費用については利用施設との契約により決定いたします。

※1 室料を徴収しない場合

※2 室料を徴収する場合

限度額認定後の費用負担額

利 用 者 負担段階	居住費(滞在費)/日額				食費 /日額	
	ユニット型 個 室	ユニット型 個室的多床室	※従来型 個 室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円	300 円
第2段階	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円	600 円
第3段階 ①	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円	1,000 円
第3段階 ②	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	1,360 円	1,300 円

※ ()内の数字は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合です。

◆ 介護保険負担限度額認定

所得の低い人は、所得の段階により施設での食費・居住費について下表の額まで負担の軽減を受けることができます。

利用者負担段階	区 分
第1段階	○ 本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む（*1））が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ○ 生活保護受給者
第2段階	○ 本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、本人の合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額（*2）の合計が 80.9 万円以下であって、預貯金等（*3）の資産が単身で 650 万円以下、夫婦で 1,650 万円以下
第3段階 ①	○ 本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、本人の合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が 80.9 万円超 120 万円以下であって、預貯金等の資産が単身で 550 万円以下、夫婦で 1,550 万円以下
第3段階 ②	○ 本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、本人の合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が 120 万円超であって、預貯金等の資産が単身で 500 万円以下、夫婦で 1,500 万円以下
第4段階 （＝非該当）	○ 本人が住民税課税又は世帯内（世帯分離している配偶者を含む）に住民税課税者がいる ○ 本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税であっても、預貯金等の資産が各段階の基準を超える

※ 非課税年金（遺族年金・障害者年金等）を受給中であるかどうかの申告が必要です。

*1 「世帯分離している配偶者」とは

施設入所等により住所が施設所在地にある場合などで、住民票上世帯が分離している状態をいいます。配偶者には、婚姻届を提出していない事実婚を含みます。

*2 「非課税年金収入」に含まれるもの

国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金をいいます。

具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」、「障害」、「寡婦」、「かん夫」、「母子」、「準母子」、「遺児」と印字された年金が該当します。

〈非課税年金に含まれないもの〉

上記に該当しない年金のほか、恩給などは含まれません。

*3 「預貯金等」の範囲

普通預金、定期・定額預金、投資信託、有価証券、現金などが「預貯金等」に含まれます。申請時に預金通帳等の額を証明する書類（通帳等）の写しが必要となります。

住宅ローンなどの負債がある場合は、その額を預金等の額から差し引きます。

高額介護（予防）サービス費

◆ 介護保険の利用者負担（サービス費用の1～3割分）が月額で下表の上限額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けることができます。

対象となる場合は、市から「支給のお知らせ」を送付いたしますので、同封の申請書にて必ず申請してください。一定期間を過ぎますと申請できなくなる場合があります。

対象となる方	負担上限額（月額）
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）円未満の方	93,000 円（世帯）
住民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方	44,400 円（世帯）
世帯の全員が住民税を課税されていない方	24,600 円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金の収入額の合計が年間 80.9 万円以下の方	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000 円（個人）

「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

高額医療合算介護(予防)サービス費

- ◆ 同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険の両方をあわせた自己負担が、年額で下表の上限額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けることができます。
(500 円以下の場合には、払い戻しはありません。)

＜医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)＞

70歳以上の場合

平成 30 年 8 月利用分から

区 分		医療保険 + 介護保険 (総合事業) (70～74 歳の方)	後期高齢者医療保険制度 + 介護保険 (総合事業)
現役並み所得者 (上位所得者)	課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円
	課税所得 380 万円以上	141 万円	141 万円
	課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円
一 般		56 万円	56 万円
低所得者 (住民税非課税世帯)	Ⅱ	31 万円	31 万円
	Ⅰ	19 万円	19 万円

70歳未満の場合

区 分	医療保険 + 介護保険 (平成 27 年 8 月～)
区分ア	2 1 2 万円
区分イ	1 4 1 万円
区分ウ	6 7 万円
区分エ	6 0 万円
区分オ	3 4 万円

※合算の対象期間は、毎年 8 月から翌年の 7 月までです。

※合算の対象となる世帯とは「住民票の世帯」ではなく「医療保険の各制度における世帯」単位です。

※70歳未満の場合の区分については、ご加入の医療保険の保険者にご確認ください。

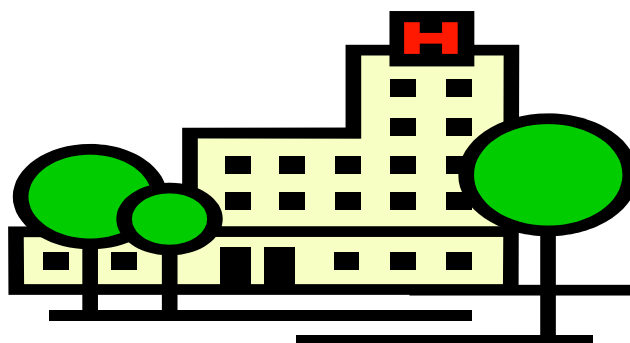
介護保険施設以外の入所施設

介護保険施設以外に、有料老人ホームなど高齢者が入所可能な施設があります。在宅と同じように介護保険のサービスを受けることが可能です。

【 市内の施設 】

有料老人ホーム 清風ポラリス	三隅	0837 - 42 - 1000
有料老人ホーム ひまわり日置	日置	0837 - 37 - 6881
有料老人ホーム 寿樹(じゅじゅ)	長門	0837 - 22 - 2899
サービス付き高齢者向け住宅(介護付) 清風オリオン	三隅	0837 - 42 - 0088
サービス付き高齢者向け住宅 ケアライフきんさい家	三隅	0837 - 43 - 2882

※利用料金・条件については、各施設によって異なるため直接施設にお尋ねください。



要介護認定 1、2、3、4、5 をお持ちのかたへ

令和 6 年度福祉タクシー利用券を交付します

■対象

市内に住所があり、要介護 1、2、3、4、5 の認定をお持ちで、心身障害者を対象とした福祉タクシー券の交付を受けていない人（介護保険施設入所者を除く）

■交付枚数

年間 48 枚（10 月 1 日以降申請の場合は 24 枚）

* 利用券 1 枚につき 500 円を助成。

* 1 回の利用料金が 1,000 円を超えた場合は 2 枚、1,500 円を超えた場合は 3 枚まで利用できます。

■申請方法

認定の有効期間内の「介護被保険者証」を持参の上、本庁高齢福祉課、各支所、油谷保健福祉センター、各出張所で手続きしてください。

* 代理申請の場合は、代理申請者の本人確認ができるものがが必要です。

■利用できるタクシー会社

長門山電タクシー／新日本観光タクシー／富士第一交通／長門市社会福祉協議会／古市タクシー／人丸タクシー／ゆもと苑介護タクシー／生き生きネットみすみ／ケアタクシー＊／サクラ介護事業所＊／つくし介護タクシー＊

* ケアタクシー、サクラ介護事業所、つくし介護タクシーはストレッチャータイプのみ対応

■利用方法

料金支払い時に、乗務員へ「介護被保険者証」を提示しタクシー券を渡してください。

■利用上の注意

タクシー券交付対象の要件に該当しなくなった場合は、タクシー券を返還してください。

■申請受付開始日

令和 6 年 3 月 25 日（月）

■利用開始日

令和 6 年 4 月 1 日（月）

■問い合わせ

高齢福祉課高齢福祉班 電話 23-1157

<タクシー券 券面>

年度 長門市福祉タクシー利用券			
有効期限		年 月 日	介
利用者 住 所 長門市 氏 名			
発行者 長門市長			印
発 行 番 号			
利 用	月 日	タ ク シ ー	
月 日		会 社 名	